

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年9月27日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第37号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同項第4号中「第68条の5の4第1項又は第68条の5の5」を「第68条の5の2、第68条の5の5第1項又は第68条の5の6」に改め、同項第5号中「第68条の5の4第2項」を「第68条の5の5第2項」に改める。

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築審査課）